

焼酎で乾杯

いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例

平成 25 年 6 月 27 日施行

いちき串木野市には、8 蔵の焼酎蔵があり、県内でも有数の焼酎の産地です。

焼酎は、「だれやめ⁽¹⁾」など人々の生活に深く根ざし、特にお祝いや祭りなど「ハレ」の場には欠かせないものとなっています。

いちき串木野市の特産品であり、鹿児島県の伝統産業でもある焼酎で乾杯をする習慣を広めることで、焼酎文化の理解と焼酎の普及、産業の育成を図り、地産地消の推進や焼酎との関わりが深い「マグロ」・「つけ揚げ」などの本市特産品をはじめとする全産業への波及効果を図るため、全国でも初めてとなる「いちき串木野市本格焼酎で乾杯を推進する条例」を平成 25 年 6 月 27 日に施行しました。

なお、この条例は焼酎での乾杯を強要するものではなく、かねて焼酎を愛飲されている方に御協力をお願いするものです。

1 「だれやめ」とは、焼酎で晩酌をすること。だれ(疲れ)をやめる(とめる)という意味

[いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例\(条文\)](#)

[いちき串木野市の焼酎蔵](#)

[「焼酎で乾杯」の文字について](#)

[「焼酎で乾杯」フォトギャラリー](#)



いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、いちき串木野市(以下「市」という。)の特産品であり、鹿児島県の伝統産業でもある本格焼酎による乾杯の習慣を広めることにより、本格焼酎の普及を通じた焼酎文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「本格焼酎」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則(昭和28年大蔵省令第11号)第11条の5に規定する本格しょうちゆうをいう。

(市の役割)

第3条 市は、本格焼酎による乾杯の推進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 本格焼酎の生産を業として行う者は、本格焼酎による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者が行う本格焼酎による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[ページTOPに戻る](#)

いちき串木野市の焼酎蔵・代表銘柄



海童
濱田酒造(株) 傳藏院蔵



伝
濱田酒造(株) 伝兵衛蔵



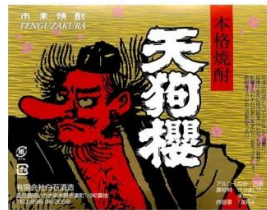
金山蔵
薩摩金山蔵(株)



薩摩一
若松酒造(株)



七夕
田崎酒造(有)



天狗櫻
(有)白石酒造



大和桜
大和桜酒造(株)



大黒
松崎酒造合名会社

鹿児島県酒造組合 (URL)

「焼酎で乾杯」の文字について

トップページやポスター、短冊ポスターに書かれている「焼酎で乾杯」の文字は、串木野高校書道部の生徒に書いていただきました。



焼酎で乾杯フォトギャラリー

焼酎で乾杯している写真を下記まで送っていただいた場合、こちらのページで紹介いたします。皆様の投稿お待ちしております。

写真データ送付先

syokumachi1@city.ichikikushikino.lg.jp 食のまち推進係まで

焼酎で乾杯フォトギャラリー



[ページTOPに戻る](#)